



パーソナルファイナンス学会

JAPF News No.43 2019.5.20

申込締切：2019年7月22日（月）

申込先：リエゾンオフィス japf@ibi-japan.co.jp

西部部会開催のお知らせ

日時：2019年7月6日（土）13：30～15：00

会場：同志社大学新島会館 D 会議室

京都市上京区寺町通丸太町上る

（電話：075-251-0206）

京都市地下鉄「丸太町」駅から東へ徒歩 10 分

京阪電鉄「丸太町」駅から西へ徒歩 10 分

第1報告 上村祥子（福井大学）

「パーソナルファイナンスからみた地域交通に対する評価

－福井県吉田郡永平寺町の高齢者対策として－」

第2報告 大谷和海（関西大学高等部）

「成人年齢引き下げの課題に関する一考察」

懇親会：研究会終了後に同会場にて開催

*会員は無料ですが、事前のお申し込みが必要です。

参加申込締切：2019年6月28日（金）

申込先：リエゾンオフィス japf@ibi-japan.co.jp

教育金融部会開催のお知らせ

日時：2019年7月26日（金）18：00～19：00

会場：早稲田大学国際会議場3階第2会議室

東京都新宿区西早稲田 1-20-14

司会：春井久志（中央銀行研究所）

講演 武井敏一（金融広報中央委員会会長）

「金融リテラシー調査 2019 について」

「金融広報委員会および金融経済教育推進会議の活動」

第20回全国大会のご案内

第20回全国大会は、神奈川大学横浜キャンパス（横浜市神奈川区六角橋3-27-1）にて開催いたします。

開催日：2019年11月30日～12月1日

実行委員長：山本崇雄（神奈川大学）

自由論題募集期間：2019年7月1日～31日

提出先：リエゾンオフィス

2019年度学会賞・研究奨励賞 候補作募集

学会賞：2018年7月～2019年6月までに公刊されたパーソナルファイナンスに関する単行本。（会員に限る）

研究奨励賞：2018年7月～2019年6月までに公刊された論文。年齢でなく研究者としてのキャリアが浅い会員が対象。推薦・応募のほか、Webジャーナル『パーソナルファイナンス研究』へ投稿された査読付き論文に関して、掲載が確定した論文は、自動エントリーされます。

応募・推薦締切：2019年7月31日（水）

お問合せ・提出先：リエゾンオフィス

Webジャーナル『パーソナルファイナンス研究』

No.6 投稿募集！

応募締切：2019年6月10日（月）延長しました

執筆要項（抜粋）

1. 原稿は日本語または英語とする。日本語原稿はA4判使用、20,000字以内、英語原稿はA4判使用、7,500ワード以内の分量を基準とする。いずれもタイトル、要旨、本文、謝辞、注、参考文献、図表等を含んだ分量である。
2. 原稿はWord形式で保存し、指定のURLにアップロードする。ハードコピーの郵送は不要。
* 執筆要項は改訂されておりますので、必ずご確認ください。
* 投稿ページへアクセスの際「japf2000」と入力して下さい。

東部部会レポート

去る3月29日(金)に2018年度東部部会が早稲田大学26号館にて開催されました。当日は30名のご参加があり盛会となりました。また、報告要旨を寄稿いただきましたので、ご紹介いたします。

「諸外国の信用情報の活用実態と与信規制」 ～情報の保有項目と与信規制の在り方を考える

吉元利行 (オリエント総合研究所顧問)

1. 調査の概要について

収入額と借入額による貸金業法の総量規制、収入額から生活必要費を控除して支払可能見込額を調査する割賦販売法の規制は、いずれも与信額の上限を数値で決定する。この与信規制により、過剰な与信を容易に取り締まることが可能となり、貸出金利規制の強化等も伴って、多重債務者は、著しく減少し、破産者もピーク時の3分の一以下に減少している。

しかし、一方では、学生や主婦など無収入層、ストックは潤沢だが年金収入しかない高齢者などに過剰な与信規制となっている可能性が指摘されている。また、低額・短期の信用供与を提供するFintech企業には、調査義務履行のための信用情報機関への照会・登録、記録の保存義務など、過大な負担を与えているとの批判もある。

そこで、新たな与信規制の在り方を検討する目的で、諸外国における与信規制の現状を調査することとした。これらの調査は、報告者が実際に訪問し、インタビューした個人信用情報機関を中心に、過去に訪問調査した全国信販協会、日本クレジット協会の報告書、その他文献のほか、各信用情報機関のサイトなどにより行った。

報告では、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国、中国、スウェーデンの順に各国の主要信用情報機関の名称、株主構成と情報の

収集等の仕組み、主要保有情報項目、情報の収集元・機関、情報の提供先と提供する情報の種類、情報の提供形態、情報の更新サイクル、保有個人情報の開示制度の有無とその内容・方法、登録情報の保有期間、当該機関の特徴などの調査結果を紹介した。

また、当該機関に関する監督等の機関と信用情報提供等に関する法規制の状況、及び、信用供与機関に関する法規制のうち、与信規制に関する規定の内容と、与信審査の手段等について、紹介した。

2. 諸外国金融機関の情報提供と利用状況

①収集・保有情報

ほとんどの信用情報機関が金融機関の口座情報と延滞等の情報、破産等の公表情報を収集し、提供するほか、公共料金・税金・保険料・電話・家賃等の滞納情報などのネガティブ情報を広範囲に収集している。中には裁判所の支払命令等を受けた債務者情報、刑事事件関係の情報も収集している事例があった。これらの情報は、国民ID番号や選挙人名簿・住民登録番号・身分証番号等を利用して名寄せされ、統一的に管理されている。このため、確実な本人確認につながっており、マネーロンダリング等の本人特定と詐欺等の防止にも有効な情報となっている。信用情報機関によっては、小規模法人を含め企業等の信用情報、財務データも登録されている国もある。

②情報の提供方法

諸外国では、フランスを除き、スコアリング情報、信用レポートの双方を提供しており、スコアについては、機関が独自のロジックで設定したものを提供しており、与信機関は、自己の与信モデルとスコアを組み合わせることで与信判定や貸付利率の設定に使用している。自己与信モデルの構築が困難な中小事業者へは、信用情報機関が与信システムの開発に協力しているところもある。また、

信用情報機関のスコアのみで、与信判定している事業者も存在する。

信用情報機関によっては、照会に応じた情報提供だけでなく、異動情報をタイムリーに配信する機関もある。また、欧州では、人の移動の容易性から、自国外での受信の必要性と多重債務者の海外での受信の可能性を考慮して、自国与信事業者向けに海外の信用情報機と提携して、外国籍申込者の信用照会を取り次いでいる。

③保有情報の開示制度等

米国や欧州では、法律の規定により、年1回、無料で登録信用レポートが登録の全情報主体に交付される。このほかに、登録情報の利用状況を、アプリなどを使った随時知ることのできる有償サービスを提供するなど情報主体のモニタリングニーズに対応する機関もある。このサービスを利用することで、ID窃取等による詐欺など成りすましの発生のチェック、目的外の利用がないかなど、個人情報の利用の自己コントロールが可能となっている。なお、データの保有期間は、3～7年間など国により、大きく異なる。

④利用目的

個人信用情報は、与信目的のほか、賃貸契約など、取引相手の信用度確認の目的のため、信用情報機関以外の者に提供される制度がある。中には、雇用などの目的で利用が許されているアメリカの例もある。債権取立て・行方不明調査にも利用できる。

⑤与信規制

金銭貸付けに関して、年収額を基準に与信上限を決めている国は、欧米にはなかった。欧米では、信用情報機関の信用レポートの参照を法律で義務付けているが、これは、EUの消費者信用指令を基に、国内法を整備しているの、ほとんど同じ規制内容となっている。但し、信用判定・与信

枠の設定については、法律での規定はない。

なお、イギリスでは、信用情報機関の情報を活用した与信のガイドラインを銀行の自主規制団体が策定しており、信用情報機関からの情報に加え、必要に応じて、申告収入、契約クレジットの種類と額、目的と期間、現在の債務、内部スコアリング技法などを考慮して、顧客の支払の可能性を検討すべきであるとされている。

また、クレジットカード契約に関しては、利用者に対する年齢制限（米、韓国）、最低年収をシンガポール、香港などで設けており、借入上限額を一律に設ける国としてタイ、ベトナムなどがある。

3. 我が国の与信規制の在り方

我が国の指定信用情報機関は、収集する情報の範囲や利用目的が主外国に比べると大幅に制限されており、選挙人名簿など公的な情報ソースからの収集も認められていない。情報ソースの拡大を認めえることで、より精緻な情報提供による適正な与信が可能となるので、再検討すべきではないか。また、Fintech企業などと協力してスコアの提供など現状より広範囲な情報提供も検討すべき時期ではないか。情報開示も機関側から、積極的に行い、情報の適正な利用に消費者の理解を求める必要があるが、有料の情報提供サービスなど、情報管理に情報主体が関与できる仕組みの構築も必要ではないか。

Webサイトをリニューアルしました！ぜひアクセスしてみてください。

* JAPF News は記事中すべて敬称略としております。

JAPF News 第43号
 発行日：2019.5.20
 発行：パーソナルファイナンス学会
 監修：国際交流・広報委員長
 山本崇雄（神奈川大学）
 編集：リエゾンオフィス
【業務受託】(株)国際ビジネス研究センター
 〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町 518
 司ビル3F ☎ 03-5273-0473